

報告第20号

市長の専決処分事項報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、
同条第2項の規定により報告します。

令和元年12月6日提出

佐野市長 岡部正英

専決第15号

損害賠償の額の決定及び和解について

令和元年9月30日に佐野市若松町292番1地先で発生した車両損傷事故に係る相手方の損害に対する市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分します。

令和元年11月12日

佐野市長 岡部正英

1 損害賠償額 123,618円

2 和解内容

前項に定める損害賠償金を車両修繕費として支払い、今後本件に関して互いに裁判上又は裁判外において一切の異議、請求の申立てをしない。

3 相手方の所在地、名称及び代表者

東京都中央区銀座二丁目16番10号

ヤマト運輸株式会社

代表取締役 栗栖利蔵

専決第15号参考資料

事故の概要

1 事故の種類	車両損傷事故
2 発生の日時 及び場所	日時 令和元年9月30日(月) 午前9時00分頃 場所 佐野市若松町292番1地先
3 発生時の状況	相手方車両が認定外道路を走行中、道路上のグレーチングが跳ね上がり、車両底部が損傷した。
4 相手方	所在地 東京都中央区銀座二丁目16番10号 名称 ヤマト運輸株式会社 代表者 代表取締役 栗栖利蔵
5 損害の内容 及び額	車両修繕費 123,618円
6 和解日	令和元年11月12日
7 略図	